代理店経営情報

シンニチ代理店版

東京海上日動の代理店アクティブネットワーク「保険プラザ（主宰＝プラザホールディングス㈱、東京・豊島区）」は昨12月11日、東京海上日動本社ビルで第12回全国大会を開いた。今大会では「保険プラザが目指す事業としての代理店経営とは」をメーンテーマに、メンバー代理店や保険会社社員など130名が参加。記念講演などを通じて、専業プロ代理店が取り組むべき策を議論した。

「保険プラザ」が目指す代理店経営とは

保険の考え方やアドバイスを提供

保険プラザは00年7月に旧東京海上のプロ代理店有志が発足させた独立法人組織。06年7月には㈲保険プラザからプラザホールディングス㈱に組織変更するなど、事業内容の大幅な拡充を図っている。メンバー代理店は現在約100店で、その多くが東京海上日動のプロ代理店として全国で活躍している。

大会開始に先立ち、プラザホールディングス代表の加志尚久氏（㈲カシショウジ事務所）が挨拶し「（保険販売チャネルの多様化により）単に保険を取り扱うだけでは専業プロ代理店の存在意義、付加価値は生まれなくなった。保険に対する考え方を販売したり、事故時にお客さまが何をすべきかをアドバイスしたりできるかどうかが重要になる。それが我々専業代理店の生き残る価値となるのではないか」と提起した。

挨拶する加志 尚久氏

大会ではまず、保険アナリストの山野井良民氏が「保険業界の動向と保険代理店経営の課題」をテーマに講演。業界情勢について概説した山野井氏は経営危機に瀕したAIGの事例や、自由化の進行により3グループに統合される大手損保会社の事例を引き合いに出し、プロ代理店経営にもリスク管理が必要になってくると強調。プラザHDがメンバー代理店のリスク管理と経営支援の受け皿になる必要があるとし、具体的には代理店営業事務のアウトソーシングや、自動車保険市場での価格競争の激化などで、行き場を失う損保会社の営業担当社員の受け皿となることも一案だとした。

山野井 良民氏

損保会社の統合と総合リスク管理のあり方にも触れ、これから統合する2グループはリスク管理面での課題克服が大きなテーマになるだろうとの見方を示した。

続いて次代創造館代表の千田琢哉氏が「尊敬される保険代理店」をテーマに講演。今後代理店が組織として成長していくためには店主が発想を転換すること、つまりパラダイムシフトさせることが必要だと指摘。具体的にはそれまでプレイヤーとして自身が業績を伸ばしてきた経営手法を、誰がスタッフになっても業績をのばしてもらえるような代理店経営に変えなければいけないと述べた。そのためには店主と同じ営業能力をスタッフが持ち合わせていると思ってはいけないとし、「営業はセンスであることをふまえたうえで育成に取り組まなければ伸びる組織は作れない」と独自の考え方を示した。

千田 琢哉氏

次に東京海上日動常務執行役員の木村亨氏が「『今』プロ代理店経営に求められるビジネスモデル」をテーマに講演。専業プロ代理店を取り巻く環境と「代理店収益モデル」について概説したのち、東京海上日動が専業プロ代理店向けに提供している各種支援策の活用方法について説明。同社の支援策は主に「代理店システム『TNet』」「代理店経営羅針盤『マルチアクセス』」の3種と各種ソリューション（グループ総合力）だが、総じてこれらを活用できている代理店がまだまだ少ないと述べ、営業効率を高めて顧客との接点強化を図るためにも各施策を有効活用してもらいたいと促した。

木村 亨常務執行役員

プログラム終了後には山野井氏が大会を総括し、「個の代理店経営を論じているようでは保険会社の効率化もできない。保険会社とのウインウインの関係構築を前提として、プラザHDにはメンバー代理店への支援事業を着実に実現してもらいたい」と期待を示した。

その後は懇親会が行われ、参加者が情報交流などを交え親睦を深めた。

会場の様子

「保険プラザ」第12回全国大会開く

知ってトクする　−570−

税務情報

電子申告『e-Tax』は意外と簡単

医療費の領収書等の提出不要に!

所得税の確定申告の時期が近づいてきました。そこで今回は、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムe−Taxについて説明します。

最高5000円の税額控除あり

e−Taxを利用するには、まず開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得する必要があります。これは国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、インターネット上で開始届出書を作成して、利用者識別番号を取得することができます。またOSがWindowsの場合は、e−Taxに必要なプログラムのインストールや設定をまとめて行うことができる「平成21年分事前準備セットアップ」ツールを利用すると便利です。

e−Tax利用の主なメリットは、①最高5000円の税額控除がある（平成19年分または20年分で同控除を受けた人を除く）、②医療費の領収書や源泉徴収票等、その記載内容（病院等の名称、支払金額等）を入力して送信することにより、提出または提示を省略可能（確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがある）、③還付金がスピーディー（書面申告と比べて早期処理され3週間程度に短縮）、③所得税の確定申告期には24時間の利用が可能（平成22年は1月18日から3月15日まで24時間利用可能）−などがあります。

データを保存して翌年の申告に活用可能

こうしたメリットのあるe−Taxですが、事前に準備しなければならないことがあります。それは電子証明書の取得とICカードリーダライタの購入です。

具体的には、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード（ICカード）を入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書（公的個人認証サービスに基づく電子証明書）の発行を受けます（手数料が必要）。ちなみに電子証明書の有効期限は3年間で（カードに表記されているのは住基カードの有効期限なので注意すること）、有効期限が切れた場合には更新手続が必要になります。

なお、税理士等が納税者の申告等データを作成して送信する場合は、税理士等の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信できるので、電子証明書は不要です。

この公的個人認証サービスに基づく電子証明書はICカードに格納されているので、別途、そのICカードリーダライタが必要になります。これは家電量販店やインターネット販売で購入できます。パッケージ等に「e−Tax対応」と記載されているものを選べば安心です。価格は千円台からあります。

このICカードリーダライタには「接触型」、「非接触型」、「共用型」があり、住民基本台帳カードの種類によって（基本的には券面に金属端子が付いていないICカード）は「接触型」が使えないので注意が必要です。

事前準備が整えば、あとは上述の「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、画面案内に従って金額等を入力することにより、電子申告により申告等を行うことができます（贈与税を除く）。

作成コーナーで作成したデータを保存したり、中断しても保存したデータを読み込んで続きから作業を行うことができる他、保存したデータを翌年の申告時に読み込んで活用することもできます。

送信した申告等データは、即時通知および受信通知に表示される「受付日時」に到達したものとみなされます。3月15日24時を過ぎて受信した平成21年分の所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。